

入所療養介護

ご利用料金についてのご案内

(介護保険 2割負担対象者様)



介護老人保健施設 みあ・かーさ

令和3年8月作成

【基本料金】

介護保険制度では、ご本人の介護認定及び介護保険負担割合によってご負担額が異なります。

要介護1～要介護5

(2割負担の方 1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	左記の料金には 以下の加算を含みます。 ・夜勤職員配置加算 ・在宅復帰在宅療養 支援体制加算Ⅱ ・サービス提供体制加算Ⅰ
一般療養棟	個室	1,772円	1,922円	2,052円	2,168円	2,288円	
	多床室	1,940円	2,094円	2,228円	2,344円	1,277円	
認知症専門棟	個室	1,007円	1,083円	1,149円	1,209円	1,268円	
	多床室	1,091円	1,171円	1,237円	1,296円	2,618円	

各種加算について

- 入所前後訪問指導加算(入所予定日前30日以内～入所後7日間以内で、ご自宅を訪問し、退所を目的とした計画の策定を行った場合)・・・940円または1,004円
- 初期加算(入所後30日間)・・・1日につき124円
- 安全対策体制加算・・・入所1回につき42円
- 短期集中リハビリテーション実施加算・認知症短期集中リハビリテーション加算
(それぞれ入所後3ヶ月間に限る)・・・1日につき502円
- 療養食(治療食)加算・・・1食につき18円
- 要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な状態(胃瘻、ストーマ、常時頻回の喀痰吸引等)の場合
・・・1日につき260円
- 特定の治療や緊急的な治療管理が必要な場合には、別に料金がかかります。
- 外泊され場合は、外泊初日と最終日以外は、上記料金に代わり378円

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、ご利用料金に対し3.9%の加算がかかります。

【居住費及び食費】

◆居住費及び食費の自己負担額(1日)

居住費	個室…2,500円 多床室(2人室または4人室)…600円
食費	1,600円(朝食360円・昼食660円・夕食580円)

*外泊の際、居住費は徴収いたしますが、他者が当該居室をその間利用した場合はお支払いの必要はありません。

【保険外料金】

- ◆日用品費 1日 200円(タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり・ハブラシ・喫茶・給茶・新聞、雑誌等)
- ◆教養娯楽費 1日 300円(レクリエーションに係る諸費用・誕生会、お茶会の菓子類・書籍類・生花等)

◆特別室料(*個室・2人部屋を希望される場合のみ必要です)

個室	1日 3,300円(税込)
2人室	1日 1,650円(税込)

◆洗濯料金

小セット(ネットに入るもの) 330円(税込)	標準単価(税込)	シャツ 66円 靴 下 66円 タオル 66円 パンツ 66円 パッチ 66円 ステテコ 65円
大セット(ネットに入るもの) 550円(税込)	標準単価(税込)	パジャマ 165円 トレーナー 165円 ズボン 88円 スカート 88円 ブラウス 66円 ポロシャツ 66円

- ◆文書料 利用証明書ほか 1通 1,100円(税込)

◆キャンセル料

利用開始前にご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- 1.入所日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合 → 無料
2. // 午前9時以降 // → お申し込みいただいた食費相当額

お支払い方法について

◇ 毎月月末で締め切り、翌月 15 日頃までに請求書をお送りいたします。その月の末日までにお支払いをお願いいたします。お支払いの確認ができ次第、領収書を送付いたします。

◇ お支払いについては下記の方法をお願いします。

● ゆうちょ銀行の自動引き落とし(手数料は施設負担)

● 三菱東京UFJ銀行及びゆうちょ銀行への振込(手数料はご利用者負担)

三菱東京UFJ 銀行 堺支店	普通預金 口座番号 5478298 ザイ) アサカヤマビョウイン ロウケンセツカイクイ リジョウ タハシ アキラ 財) 浅香山病院老健施設会計 理事長 高橋 明
ゆうちょ銀行	財) 浅香山病院老健施設会計 普通預金 口座番号 00960-0-20029

* ゆうちょ銀行の振込みをご利用される場合は、当施設専用の振込用紙をご用意しております。

* ゆうちょ銀行の自動引き落としをご利用される場合は、別紙“自動引き落としの ご案内”をお渡しします。

◇ 利用料の減額・免除について

当施設は、第 2 種社会福祉事業(生計困難者への利用料の減額・免除を行う事業)の認可を受けています。利用者ご本人様及びご家族様の経済的状況により、この制度をご利用いただけます。お困りの状況がございましたら、当施設支援相談員までご相談ください。

◇高額介護サービス費について

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

- ・給付を受けるには市区町村への申請が必要です。
- ・食費、居住費、日用品費、教養娯楽費は含まれません。

(令和3年8月～)

区分	限度額
年収約 1,160 万円以上の方	140,100 円(世帯)
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方	93,000 円(世帯)
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方	44,400 円(世帯)
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400 円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600 円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給者の方	24,600 円(世帯)
・ 前年の合計所得金額+課税年金収入額等が 80 万円以下の方等	15,000 円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000 円(個人)

お問い合わせ

介護老人保健施設みあ・かーさ

TEL 072-229-9118

支援相談員 金平・阿部・村本・小堀